

お知らせ

近年、金融機関の口座を悪用した犯罪により、お客様が被害にあわれるケースが増えております。

金融機関には「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(略称「犯罪収益移転防止法」)第9条を遵守し、疑わしい取引の届出義務を履行するよう注意義務が課せられております。

当金庫では、平成24年6月より普通預金等の口座開設の際、新たに開設理由をお聞きしたうえで、キャッシュカードの発行やインターネットバンキング契約のご対応をさせていただくこととしております。

お客様には、ご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、趣旨をご理解の上ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

大阪信用金庫

平成24年8月